門司区 ケースワーカーでない非正規職員が「指導」
生健会が確認し 改善を申し入れ

門司生健会の波田千賀子会長と、小倉生健会の田中・八記が門司区の保護課長・係長に事実確認と改善を申し入れました。（写真）

家を引き払い入院している障がい者の K さんは、保護課の職員から電話で「貯金額が多い、貯金の目的は何か。貯金は 28 万円が限度だ。障害加算を停止する。医療費も自分で負担してもらう」と言われ途方に暮れていました。

保護課は、「自分で金銭管理できないため、病院が患者のお金を管理している場合、貯金が保護費の半年分を超えると“（障害）加算を落とす”が、K さんの場合は、金銭を自分で管理しており、そのあたりを混同した。間違ったかもしれない申し訳なかった。この職員が勘違いして電話で K さんに伝えた」とのべました。

生健会が調べてみると、この職員はケースワーカー（CW）ではなく、CW を補助するために臨時的に雇われている会計年度任用職員であることが分かりました。CW でないものが CW をすることは許されていません。

確認の中で係長は 90 世帯の CW を兼任している。「個別の細かい作業についてはこの職員に任せている」と説明があり、K さんに対しても指導や指示をしていました。背景には保護利用者が増えているのに職員が増えない現状と、国がすすめる CW の“外部委託”の先取りがあります。

役立つ制度

亡くなった人の銀行口座からの お金の引き出しは？

家族が亡くなった場合、その方が口座を保有している銀行に連絡をする必要があり、口座は凍結されます。凍結を解除するには銀行での手続きが必要になります。届け出がなければ何年も凍結されないこともあります。

もしも、無断で口座からお金を引き出すと、相続の放棄ができなくなったり、別の相続人とのトラブルになることがあります。

■口座凍結を解除するには

凍結された口座は、口座内のお金を誰が相続するか確定させ、銀行にその旨を届け出て、手続きが終わるまで引き出せません。

■葬儀費用などでお金が必要な場合は払戻し制度があります。

①家庭裁判所の仮処分が不要な場合

単独で引き出せる金額は、

（相続開始時の預金額×相続人の法定相続割合×1/3 以下）となります。

上限は 150 万円以下で、手続きには被相続人の除籍謄本、戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、印鑑証明書が必要です。

②①以外は、家庭裁判所の仮処分が必要です。

＜参照＞三菱ＵＦＪ銀行　口座名義人が死亡した際の銀行口座の手続きについて

えっへーふーん

岸田政権の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」
総額 55,700,000,000,000 円の“一部”を下記に掲載

●世帯当たり 10 万円の給付金

首相は「非正規など、お困りの世帯単位で 10 万円の現金給付」と言っていました。

しかし、対象を「住民税非課税世帯」としたため、非正規で働きコロナで収入が減り生活に困っている人の多くが除外されました。

●中小企業支援金は半額

首相は「持続化給付金並みの支援」と言っていましたが、給付額は半分になりました。

個人事業主の場合、事業収入が 50%以上減少で最大 50 万円。30～50%減少で最大 30 万円を支給します。

対象期間は「11 月から（来年）3 月までの 5 カ月分」で、緊急事態宣言などで最も苦しかった 10 月までは支援の対象としません。

●マイナンバーカード
「金が欲しければ個人情報を出せ」

新規の取得は 5000 円。健康保険証と預貯金口座に「ひも付け」すれば、それぞれ 7500 円ですが給付はポイントで付与します。

カードが普及しないのは、個人情報が危険にさらされる不安が国民にあるからです。

お金をぶら下げ、無理やり押し付けるやり方は国民を馬鹿にしています。

●18 歳以下給付金の半分はクーポン券

子ども 1 人当たり、現金 5 万円と、子育て関連しか使えないクーポン 5 万円分を来春までに支給。保護者の所得制限があります。

多くの国民から疑問の声が出されています

●病床は“5 波比”でわずか 3 割増

病床を増やしても人員不足を解消しないと病院は機能せず、その具体策もありません。

政府は公立・公的病院の病床削減計画を推進しています。日本の医師・看護師数は国際的に低いままです。

●介護・看護・保育職の給与引上げ
わずか 9 千円/月を分割で

平均給与は全産業平均より「月 10 万円低い」のに、来年 2 月から 3%程度（月 9 千円）引き上げるだけで“一桁”少ない金額です。

看護師の対象者は「コロナの医療機関勤務」に限定しました。しかも、来年 2 月から 1%ずつ段階的にしか上げない計画です。

●コロナ対策で軍事費 7 千億円

自民党は総選挙公約で軍事費の予算 5 兆円を 2 倍の 10 兆円に引き上げるとしました。

その第一歩が今回の 7 千億円の上乗せです。軍事費拡大がなぜ“経済対策”なのでしょうか。

ありがとうございます 先月号、感想や転載依頼多数

◆「初回〇〇%オフ」のテレビＣＭにダマされるという記事は、まさに我が家の危機と同じと思い、家族にも読んでもらいました（読者）。

◆「初回〇〇%オフ」の記事を地域のニュースに掲載したい（読者）。

◆「父は公務員」の記事を転載したい（全生連、守る新聞編集部）。

◆「父は公務員」を読み、私も父の“軍歴”を調べようかな（読者）。

◆裏面に掲載された生活保護についての各政党の「一覧表」がとても参考になり職場で回覧しました（SW）。

◆生活保護の各政党の回答「一覧表」は、関心を持って読みました。回答しない政党のなんとずるいこと（読者）。

◆「守る新聞」の１面に掲載された小倉生健会の扶養照会の記事を転載したい（中央社保協）。

［お詫び］
「小説“曠野の花”お貸しします」

先月号の記事で、“曠野”を「こうや」と書きましたが「あれの」の間違いでした。

申し訳ありませんでした。（誤りの“ご指摘”ありがとうございました。）

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために

今月のピエロ
高坂昇さん 画

本会報は、「転載自由」です。

第 52 号　2021 年 12 月 10 日 小倉生活と健康を守る会（全生連　小倉生健会）北九州市小倉北区金田 2-4-1 田中一郎方　発行責任者:八記博春 電話:090-1361-0876　fax:093-571-7567 ﾒｰﾙ:yatuki@syd.odn.ne.jp

全生連中央機関紙「守る新聞」の 1面に掲載されました!

(1)　2021年11月7日（日）　生活と健康を守る新聞　（1965年5月25日 第三種郵便物認可）　第2574号

一人はみんなのために
みんなは一人のために

生活と健康を守る新聞
全生連中央機関紙

発行所
全国生活と健康を守る会連合会
〒160－0022 東京都新宿区新宿5－12－15 KATOビル3階
電話 03(3354)7431 FAX 03(3354)7435
メール ma-press@zenseiren.tokyo
毎週日曜日発行 定価月ぎめ300円
1部売り75円 送料1部42円

福岡 小倉

扶養は義務？ 扶養照会の実態

プライバシー侵害の扶養届書改善へ全国的運動を

生活に困窮していても生活保護の利用をためらう要因の一つに申請の際の扶養照会があります。親族に生活保護の利用を知られたくない、家族関係がうまくいっていないので連絡を絶っているなどの理由で、扶養照会をされるなら申請をしないという人が多くいます。全国生活と健康を守る会連合会でも国に扶養照会をやめるように求めています。扶養照会の扶養届書についても、プライバシーを侵害し、親族から申請者への反感を生み出すことにもなりかねない実態があります。福岡県北九州市での取り組みを紹介します。

市議会の陳情を終えた会員

小倉生活と健康を守る会は、北九州市の保護課が「扶養義務者」に対して扶養照会を依頼するとき、どんな文書で実施しているのかを知りたいと、市の情報公開条例を利用し、市の「扶養援助のお願い」と、親族が回答する「扶養届書」を入手しました。

驚きの内容 市議会に改善陳情

その内容のひどさに大変驚きました。

入手した「扶養援助のお願い」では、"扶養は義務"であり、親族による扶養が生活保護を利用するための前提であるかのような誤解を与える文言になっていました。

「扶養届書」では、「家族構成及び収入等の状況」として、扶養義務者の家族も含めて、氏名、続柄、生年月日、職業、勤務先、平均月収額の記載を求めていました。また「資産の状況」では、家屋や宅地、田畑や山林の平米数、「負債の状況」では、負債の内容、返済年月と金額、返済の終了予定年月まで求めていました。

さらに、「収入等の状況及び負債の状況」については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してくださいと書かれていました。

しかも、これらの項目を報告する"義務"があるかのような文言になっていました。

これはプライバシーの侵害であり、生活保護申請者への親族の反感や憎悪をも生み出すことになりかねず、家族、親族の信頼関係を悪化させることも危惧されます。そして、何よりも生活保護利用への壁を一層高くしてしまいます。

しかも、この文書は国がモデルを示していて、全国でほぼ同じ書式が使われています。そこで、私たちは北九州市議会に対して、文書の見直しを求める陳情を行いました。

市議会での陳情審査では、11人の委員のうち、自民党、日本共産党、維新の会の5人の委員からの発言がありました。

一般社団法人「つくろい東京ファンド」が考案したものを小倉生健会がアレンジして作成したチラシ

市も（扶養届書などを）「かたくなに変えないということではない」「可能な限り誤解を与えないような表現に改めるように協議検討していきたい」と答弁しました。

委員会審議を通じて議員の中で、ひどい実態への問題意識が共有され、国のモデルに従った文言が"ひどい"ことを北九州市が認めたことは重要だと思います。

陳情審査については、毎日新聞の北九州版に大きく取り上げられ、その記事が「SmartNews」や「yahoo!ニュース」「gooニュース」などで広く紹介されました。

扶養照会廃止を 運動で廃止・改善へ

その後、福岡県の書式は北九州市に比べて非常に平易な文言になっていることが分かりました。県の書式はまず、「援助するかしないか」を記入し、それぞれ「できない理由」「具体的な支援内容」を簡単に書くだけです。県議会の委員会では、生健会の会員でもある県議が、書式の中に「扶養が優先」と記載されていることは誤解を招くと見直しを求め、県も検討を約束しました。

小倉生健会は、書式見直しを検討中の北九州市に対して「県の書式を市の見直しの参考にすべき」と提案しました。市の保護課も「参考にします」と回答しました。

生活保護法の29条（資料の提供等）では、扶養義務者に「氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項」の報告を求めることができるとなっています。

"扶養照会"自体をやめさせる取り組みと合わせて、生活保護法29条の見直しや法を拡大解釈してプライバシーを侵害するような調査をさせない運動、また、「扶養援助の照会」と、「扶養届書」の大幅な改善を求める全国的な運動が必要だと思っています。

（八記博春通信員）

今週の紙面 11月7日号

◇25日行動／子育て・教育のつどい／生存権裁判（2面）
◇制度紹介＝生活保護4・7通知生かそう／街角問答（3面）
◇1年ぶりの班会／宣伝統一行動など（4面）
◇今月の主張／要求実現／市議会傍聴／介護審査請求（5面）
◇生活情報（6面）
◇読者のひろば（7面）
◇みんなで楽しく＝手軽に健康体操など（8面）

息吹き

「生きる価値なし 他人様に迷惑を掛ける 人生を終わりにしよう ありがとうございました」ホワイトボードに横書きで書きおかれていた▼携帯電話も止まり心配していた矢先、公衆電話から不動産屋に「他県にいる、部屋の荷物は処分してくれ、死ぬしかない」と言った後コインが切れ、次の着信はないままだった▼報告を聞いて、忙しさの中、十分な交流をしていなかったことを反省した。3年前、派遣の仕事がなくなり住まいもないと相談に。生活保護を申請し住まいも確保、当時40代の彼は職をすぐに見つけ自立した▼ところがこの春以降、コロナ禍で派遣の仕事もなくなり、やむなく再度保護申請。生活にめどは立ったが、申請以前の家賃滞納の解決のめどが立たなかった。担当ケースワーカーに相談するが「親身に相談に乗ってくれなかった」と電話で語っていたという▼生活困窮者が「他人に迷惑を掛けるから死を選ぶしかない」と思わせる政治を変えるしかない。（宏）

コロナ過の陰で、「熱中症の緊急搬送」272件
65歳以上の住民税非課税世帯に「エアコン」と「電気代」を求め 市議会で「口頭陳情」

小倉生健会の田中一郎です。「65歳以上の住民税非課税世帯に対する、エアコン設置費用等の補助制度創設を求める陳情」について、口頭陳情を行います。

■「まちなか避暑」は恥ずかしい

北九州市庁舎を背景に、口頭陳情を終えホッとした表情の小倉生健会の田中一郎副会長

今年の夏はコロナ禍で中止になりましたが、本市は例年「まちなか避暑地」を推奨し、夏の電力使用量のピーク時である13～17時に、まちなかの商店街や百貨店、公共施設など涼しい所で過ごし、家庭の節電を図るとともに、まちなかのにぎわいづくりも進める取り組みを実施しています。

しかし、毎日スーパーの休憩スペースで涼んでいると、すぐに近所で噂になってしまいます。

私たちの会の相談者は、「数時間おきに休憩場所を転々としているが椅子がないところも多くて疲れる。近場のスーパーは知っている人と顔を合わせることも多く、涼みに来ていると悟られて恥ずかしい」と語っていました。

■市会議員の皆さん、市職員の皆さん想像して下さい

真夏に気温が上昇し、屋根を太陽がジリジリと照らし続け、扇風機を回しても窓を開けても熱風がかき回されるだけ、スーパーに涼みに行くにも行き帰りは暑いし、スーパーに長居はできない。家に帰れば室内は蒸し風呂状態が続き、夜になっても気温は下がらず、朝方まで寝付けない。そんな日が2か月近く続きます。市会議員の皆さん、市職員の皆さん想像してみてください。とても耐えられないと思いませんか。

「昔はどの家もエアコンはなかった」と思われるかもしれませんが、近年の暑さは異常です。特に、低所得者の方が多く住んでいる二階建ての古いアパートの多くは断熱構造ではありません。

借家にエアコンが備え付けられた世帯もありますが、古いエアコンは効きが悪く電気ばかり消費するために、電気代が高くてエアコンを使わない世帯も多くあります。

■本市発行の文書ではエアコン利用を

本市が発行している「熱中症を予防して元気な夏を」には、「昨年、本市で救急搬送された熱中症の約7割は屋内で発生しました。子どもや高齢者の方は重症になりやすいので特に注意が必要です」と書いてあり、「高齢者は暑さを感じにくい。喉の渇きを感じにくい。汗をかきにくい。など、体温を下げるための体の反応が弱くなっており、自覚がないので熱中症になる危険がある」と書いてあります。その通りだと思います。

本市が発行しているチラシで「エアコンを利用するなど部屋の温度を調整。エアコンの温度設定をこまめに調整。暑い日や時間帯は無理をしない。室温28°Cを目安にエアコンや扇風機を使いましょう」と言われても、エアコンがない世帯が沢山あります。市はそんな世帯数や暑さの実態の把握すらしてないのではないでしょうか。

■生健会の要請では“注意喚起”で

私たちは、本陳情と同趣旨の要望を市に提出しましたが、市からは「熱中症予防のためのエアコン購入、電気代補助など行う予定はありませんが、熱中症予防に対する関心が、さらに高まっておりますので、今後もあらゆる機会を活用し、注意喚起を行ってまいります」と回答がありました。しかし、“注意喚起”や“まちなか避暑地”では熱中症予防問題は解決しません。

■本来は所得が少ない世帯を対象に

本市では以前、最高限度額60万円で、エコと高齢化対応と地元リフォーム業者への支援を目的に、5年間で9億円の「住宅リフォーム制度」を実施しました。この制度の対象の多くは持ち家世帯でしたが、今回の陳情の対象者は、熱中症の危険にさらされている、生活に困窮している高齢者世帯の市民です。

陳情では65歳以上としていますが、本来は全世帯を対象にすべきです。特に、乳幼児や子どもがいる家庭でエアコンがない世帯にも是非実施していただきたいです。厳しい財政事情の中、どんな市民を対象にするのか。是非、当局も市議会でも議論をしていただき実施へ踏み出してください。よろしくお願いします。